

タブレット端末の運用方法及びセキュリティ対策について（案）

1 タブレット端末の導入目的

区議会における資料を電子データで管理（ペーパーレス化）することにより、議会運営の効率化及び議会活動の活性化を図ることを目的とする。

2 タブレット端末の使用範囲

タブレット端末の使用範囲を(1)～(4)とし、政党活動や私的活動のための使用は禁止する。

- (1) 議会活動及び地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づく議員の調査研究等の活動
- (2) 区ホームページ及びインターネットサイトを利用した情報収集
- (3) 議員相互及び区議会事務局との情報伝達
- (4) 災害時等の緊急情報伝達

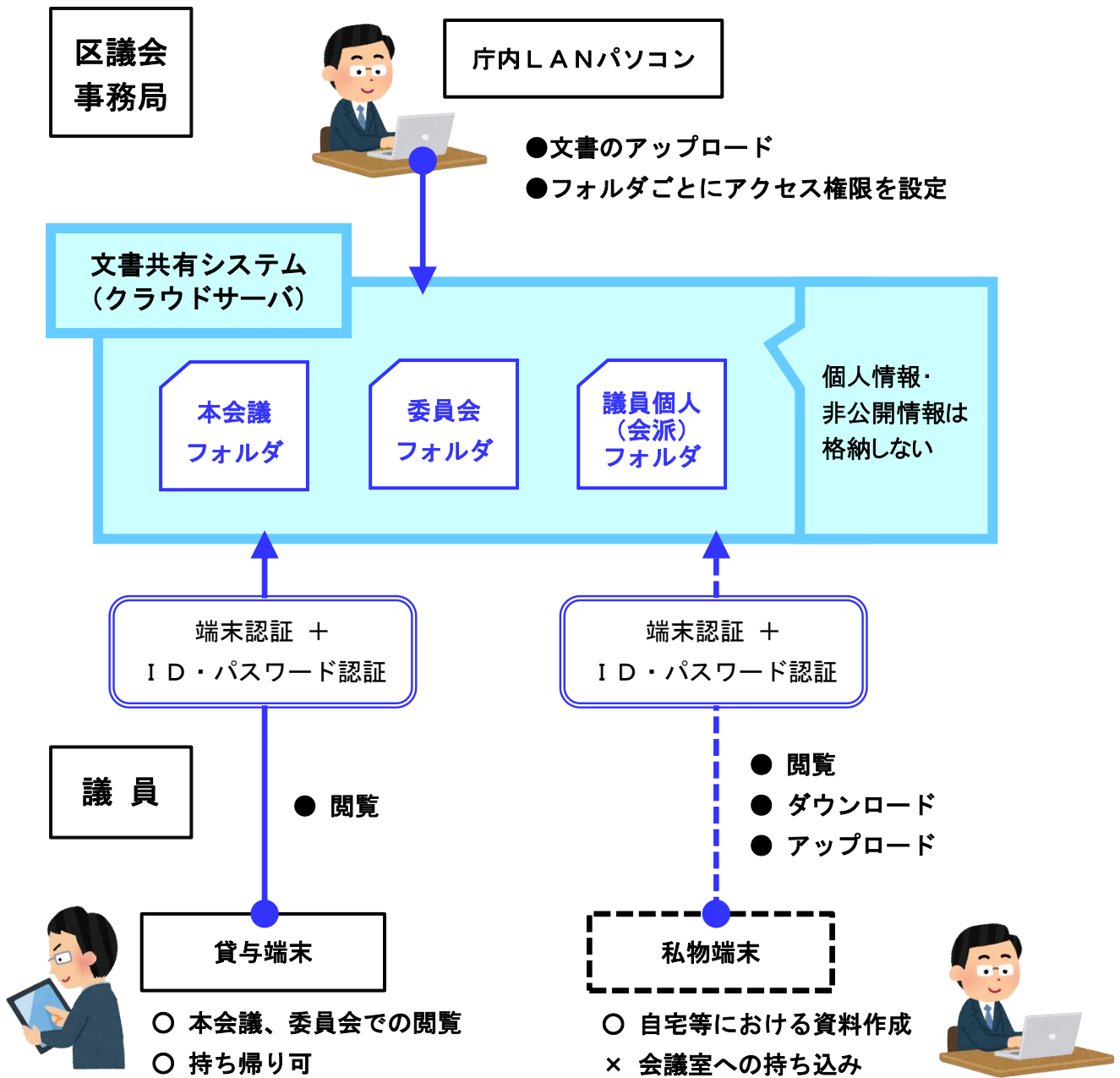
3 文書共有システム*に格納する文書

本会議及び委員会の配布資料など執行機関や区議会事務局が作成する文書とし、**個人情報や非公開情報は格納しない**（陳情書の写しや人事案件等の個人情報を含む文書は、現行どおり紙資料により配付するか、個人情報の部分をマスキングした上で格納する）。

* 文書共有システム

クラウド上にあるサーバーにデジタル化した資料を保存しておき、タブレット端末やノート PC 等からインターネットを経由して資料にアクセスできるシステム

4 タブレット端末の運用方法と情報セキュリティ対策



貸与端末に対する主な情報セキュリティ対策（技術的対策）

- ① データはクラウド上に保存し、端末本体にはデータを保存しない
- ② アプリのインストールを制限
(導入するアプリは議会運営委員会で決定し、管理者がインストールする)
- ③ USBメモリ等の外部端末との接続を禁止
- ④ WEBサイトの閲覧制限（ブラックリスト方式）

5 会議中における禁止事項

本会議や委員会その他の会議中における禁止事項を定める。なお、他区議会において禁止している主な行為は、以下のとおり。

- (1) 音声、操作音を発するなど、会議の支障となる行為を行うこと。
- (2) 電子メール等による外部との通信を行うこと。
- (3) 議事の内容に関係の無いインターネットサイトの閲覧をすること。
- (4) SNSや掲示板等への投稿をすること。
- (5) 会議を撮影、録音、録画すること。
- (6) 他者の迷惑になる行為を行うこと。
- (7) その他、会議以外の目的のために使用すること。

6 危機管理（事故対応）

タブレット端末の紛失や盗難、故障、コンピュータウイルス感染、個人情報の漏えい、通信障害等の緊急事態発生時において迅速かつ適切に対応できるよう、他区の事例を参考にしながら、取扱いを定める。

7 議員の責任と違反への対応

区の情報資産（情報及び情報システム）については、情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行うとともに、個人情報については、板橋区個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うこととし、他区の事例を参考にしながら、議員の責任及び違反した場合の取扱いを定める。

■情報セキュリティ基本方針第3条、情報セキュリティ対策基準 第1章4（6頁）

【適用対象者】職員及び外部要員

【適用資産】区長部局、各行政委員会及び区議会事務局が管理する全ての情報資産

■東京都板橋区個人情報保護条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) **実施機関** 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。

（実施機関等の責務）

第3条

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

* 「職員」とは、地方公務員法に規定する一般職の職員及び特別職の職員をいう。地方公務員法の適用を受けない特別職の職員は、この規定により個人情報の保護についての責務が課されることになる。